

表 無窓階判定に係るガラスの取扱いについて

ガラス開口部の種類				開口部の条件		無窓階判定			
				足場あり	足場なし				
					フィルムなし	フィルムA	フィルムB		
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6mm以下			引き違い窓	○	○	○	△	
				FIX	○	○	○	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下			引き違い窓	△	△	△	△	
				FIX	×	×	×	×	
	厚さ10mm以下			引き違い窓	△	×	×	×	
				FIX	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下			引き違い窓	○	○	○	△	
				FIX	○	○	○	×	
合わせガラス (JIS R 3205)	フロート板ガラス 6mm以下	P V B 30mil以下 (膜厚0.76mm以下)	フロート板ガラス 6mm以下	引き違い窓	△	△	△	×	
				FIX	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8mm以下	P V B 30mil以下 (膜厚0.76mm以下)	フロート板ガラス 5mm以下	引き違い窓	△	△	△	×	
				FIX	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 5mm以下	P V B 60mil以下 (膜厚1.52mm以下)	フロート板ガラス 5mm以下	引き違い窓	△	×	×	×	
				FIX	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8mm以下	P V B 60mil以下 (膜厚1.52mm以下)	フロート板ガラス 6mm以下	引き違い窓	△	×	×	×	
				FIX	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 3mm以下	P V B 60mil以下 (膜厚1.52mm以下)	型板ガラス 4mm以下	引き違い窓	△	×	×	×	
				FIX	×	×	×	×	
倍強度ガラス (JIS R 3222)	—			引き違い窓	×	×	×	×	
				FIX	×	×	×	×	
複層ガラス (JIS R 3209)	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。								

凡例

- ：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △：ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合はおおむね1/2の面積で算定する）を省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

備考

- ①「PVB」とは、ポリビニルブチラルをいう。
- ②「足場あり」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第126条の7第5号（奥行1m以上、長さ4m以上）に、規定する構造以上のもの。）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
また、足場あり欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無に関わらず、すべて（フィルムなし、フィルムA、フィルムB）同じ判定であること。
- ③「引き違い窓」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- ④「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。

⑤窓用フィルムについて

「フィルム A」は、次のものをいう。

ア PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス。

イ 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの。（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス。

ウ 低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）（金属または酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）

「フィルム B」は、次のものをいう。

ア PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス。

イ PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの。（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス。

⑥合わせガラスについて

表により判断を行う。

なお、同表に示すガラス以外の合わせガラスの取り扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（平成 19 年 3 月 27 日付け消防予第 111 号）」第 1 合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの結果、「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として判定されたもの等については、省令第 5 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する開口部として取り扱うことができる。